

○農林水産省令第四十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項
第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の第一の(一)の項中「*Anastrepha fraterculus* (ワナメ)及び「*Anastrepha fraterculus*」を「*Anastrepha fraterculus*」に改め、

「*Bactericera cockerelli*」を「*Bactericera cockerelli*」に改め、
「*Bactericera nigricornis*」を「*Bactericera nigricornis*」に改め、
「*Bactericera trgonica*」を「*Bactericera trgonica*」に改め、

「*Trialeurodes ricini*」を「*Trialeurodes ricini*」に改め、同表の第一の

一の(二)の項中「*Anguina funesta*」を「*Anguina funesta*」に改め、
「*Abhelenchoides arachidis*」を「*Abhelenchoides arachidis*」に改め、
「*Ditylenchus africanus*」を「*Ditylenchus africanus*」に改め、

「*Meloidogyne chitwoodi*」を「*Meloidogyne chitwoodi*」に改め、同表の

第二の(一)の(一)の項中「*Alternaria trititica*」を「*Alternaria trititica*」に改め、
「*Alternaria trititica*」を「*Alternaria trititica*」に改め、

「*Rosellinia bepo*」を「*Rosellinia bepo*」に改め、
「*Septoria citri*」を「*Septoria citri*」に改め、
「*Septoria citri*」を「*Septoria citri*」に改め、

「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」を「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」に改め、
「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」を「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」に改め、
「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」を「*Candidatus Liberibacter asiaticus*」に改め、

「*Potato stolbur phytoplasma*」を「*Potato stolbur phytoplasma*」に改め、
「*Pseudomonas syringae* pv. *achimidae* biovar 3」を「*Pseudomonas syringae* pv. *achimidae* biovar 3」に改め、

「*Narcissus degeneneration virus*」及び「*Narcissus late season yellow virus*」を削る。

別表一の二の十の項及び十六の項から二十三の項までを削り、同表の十五の項の欄中「ハン
ガリー」の下に「フィンランド」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の十四の項の欄中
「オーストラリア」を削り、同項を同表の二十三の項とし、同表の十三の項の欄中「オース
トラリア」を削り、同項を同表の二十二の項とし、同表の十二の項の欄中「アメリカ合衆国」
の下に「カナダ」を加え、同項を同表の二十一の項とし、同表の十一の項の欄中「カナダ」
の下に「アルゼンチン」を加え、同項を同表の二十の項とし、同表の九の項の欄中「トルコ」
を「イラン、トルコ」に改め、「グルジア」を削り、「コンボ」の下に「ジョージア」を加え、同項
の植物の欄中「いんげんまめ」の下に「ささげ」を加え、同項を同表の十九の項とし、同表の八
の項の植物の欄中「とさみずき」の下に「ノトリトカルプス・テンシフロルス」を加え、同項を同表
の十二の項とし、同項の次に次のように加える。

十三 アメリカ合衆国、カナダ、 メキシコ	さくら属植物の生植物(種子及 び果実を除く。)であつて栽培の 用に供するもの	<i>Apiosporina morboza</i>
十四 アメリカ合衆国	くり属植物及びびこなら属植物の 生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)

ドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア

別表一の二の四の項の地域の欄中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同項の植物の欄中「オプンティア・フラギリス」の下に「きゆうり、すべりひゆ、とうがらし」を、「トマト」の下に「ばらもんじん」を、「ばれいしよ」の下に「ペボかぼちや」を加え、同項を同表の六の項とし、同表の三の項の植物の欄中「アスパラガス」の下に「いろはもみじ」を、「きくごぼう」の下に「きんぐさり、てんさい」を加え、「及びばれいしよ」を、「にんじん、ばれいしよ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパパしらかんば、ロニケラ・クシロステムム及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の五の項とし、同表の二の項の地域の欄中「グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。」及び「グルジア」を削り、「コソボ」の下に「ジョージア」を加え、同項を同表の四の項とし、同表の一の項の地域の欄中「ドイツ」の下に「フランス」を加え、「ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。」を削り、「アルゼンチン」の下に「メキシコ」を加え、同項の植物の欄中「きくごぼう」を「エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ」に改め、「てんさい」の下に「どいつあやめ、トマト」を加え、「及びばれいしよ」を、「ばれいしよ、ポテンティラ・フルティゴサ、ヨーロッパパしらかんば、ロニケラ・クシロステムム、かえで属植物及びこまくさ属植物」に改め、同項を同表の三の項とし、同項の前に次のように加える。

一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、バキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イラン、イラン、オマーン、ウズベキスタン、タイ、インドネシア、スワジランド、セーシェル、タムル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、パルミューダ諸島、ガクア、グアテマラ、コスタリカ、ナ、グアテマラ、コスタリカ、グアテマラ、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島

アポカド、カシユーナツツ、カヤ・イボレンシス、くだもの、けい、げつけいじゆ、ココヤシ、しょうし、ざくろ、サボジラ、う、ブククス、セインヤ、ぼんじろ、いし、まるめる、ケンペルウイ、属植物、げつつきつ属植物、コ、属植物、ばら属植物、ばんれいし、はこやなぎ属植物、なし属植物、植物、ばら属植物、ふよう属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブルメリア属植物、ふようかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物(種子、果実及び地下部を除く)であつて栽培の用に供するもの

Alseodaphne woguanii
(ニカンクロトゲコナジ)

Tilia absoluta (トマトキバガ)

いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しるばなようし、ゆまほうせんあさがおたばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びびなす属植物の生果実

表において同じ。)、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルゼンチン、エチオピア、カナリア諸島、ケニア、オーストラリア、南スーダン、モロコシ、セネガル、チュニジア、ニジェール、アルゼンチン、モロコシ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

別表二の一の項の地域の欄中「英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)」を削り、「モンテネグロ」の下に「ロシア」を加え、同項の植物の欄中「きばなきやうちくとう」の下に「ククミス・デイクサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コロロカルプス・エリプチクス」を、「なんようざくら」の下に「にがうり」を加え、「うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)」を削り、同表の二の項の植物の欄中「ざくろ」の下に「サラカやし」を、「なつめやし」の下に「なんようざくら、ねじれふさまめのみ」を加え、同表の六の項の地域の欄中「中華人民共和国」の下に「バキスタン」を、「ミャンマー」の下に「モルディブ」を加え、「中南米」を「ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリウ、メキシコ」に改め、同項の植物の欄中「あさがお属植物」を「おおはまあさがお、あさがお属植物」に改め、同表の七の項の地域の欄中「中南米」を「ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー」に改め、同表の九の項の地域の欄中「英国」の下に「グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。」を加え、「グルジア」を削り、「クロアチア」の下に「ジョージア」を加え、同表の十の項の地域の欄中「グルジア」を削り、「クロアチア」の下に「ジョージア」を、「カナリア諸島」の下に「ケニア」を加え、同表の十一の項の地域の欄中「グルジア」を「ジョージア」に改め、「スペイン」の下に「スロベニア」を、「ペラルーシ」の下に「ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「エクアドル」の下に「コスタリカ」を加え、同表の十四の項の地域の欄中「トルコ」を「イスラエル、トルコ」に改め、同表の十六の項の地域の欄中「イタリヤ」の下に「ウクライナ」を、「英国」の下に「エストニア」を、「オランダ」の下に「カザフスタン」を、「ギリシャ」の下に「キルギス」を、「ハンガリー」の下に「フィンランド」を、「モンテネグロ」の下に「ラトビア」を、「ルクセンブルク」の下に「ロシア」を、「エジプト」の下に「チュニジア」を加え、同項の植物の欄中「かりん」の下に「しみばな」を、「まるめる」の下に「ロサ・カナナ」を加え、同表の十七の項の地域の欄中「ジャマイカ」の下に「ドミニカ」を、「ニカラグア」の下に「バルバドス」を加え、同表の付表第三中「きゆうり」を削り、「ぶどう、ペボかぼちや及びメロン」を「及びぶどう」に改め、同表の付表第四十二中「きゆうり及び」を削る。

別表二の二の八の項の植物の欄中「とべら」を「トマト及びベチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト」に改め、同項を同表の二十九の項とし、同表に次のように加える。

三十 タイ、オランダ、カナダ

とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物(種子及び果実を除く)であつて栽培の用に供し得るもの

1 輸出国の政府機関により発行された、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又

<p>三十一 メキシコ</p>	<p>トマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により輸出された検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核塩基配列を検出するたに適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato pinna macho virus</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
-----------------	---	--

付表

一 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実

二 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

別表二の二の七の項の地域の欄中「オランダ」の下に、「クローチア」を、「ベルギー」の下に、「ポーランド、ガーナ」を加え、同項の植物の欄中「ストレプトソレン・ジェイムソニー」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー」に改め、「つるはななす」の下に、「トマト」を加え、同項を同表の二十八の項とし、同表の六の項の植物の欄中「ソラム・カルディオフィルム」の下に「及びトマト」を加え、同項を同表の二十七の項とし、同表の五の項の地域の欄中「フランス」の下に、「マリ」を加え、同項の植物の欄中「グロキシニア(シーマニア)・ギムノストマ」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア(シーマニア)・ギムノストマ」に改め、「コルムネア・エリトロファエア」の下に、「トマト」を加え、同項を同表の二十六の項とし、同表の四の項の地域の欄中「ポーランド」の下に、「リトアニア、カナリア諸島」を加え、同項の植物の欄中「あらげしゆんぎく」を「トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく」に改め、「ディプロタクシス・エルコイデス」の下に、「トマト」を、「パツシア・スコパリア」の下に、「ばれいしよ」を、「ひろはひるがお」の下に、「ペピーノ」を加え、「リコベルシコン・ピンヒネリフォリウム」を削り、同項を同表の二十五の項とし、同表の三の項の地域の欄中「香港を除く。以下この表において同じ。」を削り、「ギリシャ」の下に、「クローチア」を、「ベルギー」の下に、「ポーランド、マルタ」を、「エジプト」の下に、「ガーナ」を、「チリ」の下に、「ドミニカ共和国」を、「ペルー」の下に、「オーストラリア」を加え、同項の植物の欄中「ベ

<p>十九 インド、インドネシア、タイ、台湾、中華人民共和国、スラエ、トルコ、イタリア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>きゆうり、すいか、せいようか、ぼちや、とうぼう、にほんか、びゆうがおの種子であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により輸出された検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Actinoverax avenae</i> subsp. <i>chrylli</i> (スイカ果実汚斑細菌)に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Actinoverax avenae</i> subsp. <i>chrylli</i> (スイカ果実汚斑細菌)を発見するため、適切と認められる方法による検査が行われていること。</p> <p>二 核塩基配列を検出する方法による検査が行われていること。</p>
<p>十八 イラン、トルコ、イタリア、アラブ、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、クローチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア、旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア</p>	<p>ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)及び木材</p>	<p>1 輸出国の政府機関により輸出された検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 その写しには、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>

チュニア属植物の種子」を「とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物の種子」に改め、「とうがらし」の下に、「トマト、ばれいしよ」を加え、同項を同表の二十四の項とし、同表の二の項の地域の欄中「ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。」を削り、同項の植物の欄中「とさみずき」の下に、「ノトリトカルフス・デンシフロルス」を加え、同項を同表の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

